

伊賀市環境基本条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第2号

伊賀市環境基本条例等の一部を改正する条例

(伊賀市環境基本条例の一部改正)

第1条 伊賀市環境基本条例(平成16年伊賀市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第22条中「生活環境課」を「環境政策課」に改める。

(伊賀市環境保全負担金条例の一部改正)

第2条 伊賀市環境保全負担金条例(平成16年伊賀市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第20条中「生活環境課」を「環境政策課」に改める。

(伊賀市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 伊賀市総合計画審議会条例(平成17年伊賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画振興部総合政策課」を「未来政策部未来政策課」に改める。

(伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例(平成17年伊賀市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画振興部」を「地域力創造部」に改める。

(伊賀市民美術展覧会運営委員会条例の一部改正)

第5条 伊賀市民美術展覧会運営委員会条例(平成19年伊賀市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画振興部」を「地域力創造部」に改める。

(伊賀市子ども未来応援会議条例の一部改正)

第6条 伊賀市子ども未来応援会議条例(平成19年伊賀市条例第60号)の一部を次のよ

うに改正する。

第8条中「こども未来課」を「こども政策課」に改める。

(伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第7条 伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条中「産業振興部」を「産業農林部」に改める。

(伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例の一部改正)

第8条 伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条中「産業振興部」を「産業農林部」に改める。

(伊賀市森林管理協議会条例の一部改正)

第9条 伊賀市森林管理協議会条例（平成19年伊賀市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業振興部」を「産業農林部」に改め、「農林振興課」の次に「未来の山づくり推進室」を加える。

(俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の一部改正)

第10条 俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例（平成19年伊賀市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第11条中「企画振興部」を「地域力創造部」に改める。

(伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の一部改正)

第11条 伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例（平成27年伊賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部秘書広報課」を「未来政策部秘書課」に改める。

(伊賀市行政不服審査会条例の一部改正)

第12条 伊賀市行政不服審査会条例（平成28年伊賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「企画振興部総合政策課」を「未来政策部未来政策課」に改める。

(伊賀市自治基本条例審議会条例の一部改正)

第13条 伊賀市自治基本条例審議会条例（令和3年伊賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画振興部総合政策課」を「未来政策部未来政策課」に改める。

(伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例の一部改正)

第14条 伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例（令和3年伊賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「デジタル自治推進局」を「未来政策部公共・人づくり推進課」に改める。

(伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例の一部改正)

第15条 伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例（令和5年伊賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「企画振興部」を「地域力創造部」に改め、「美術博物館建設準備室」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第3号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第1条 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4項中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第4号

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	220,000 円	240,500 円	268,300 円	298,800 円	321,300 円	355,200 円	408,300 円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第5号

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「並びに第2項及び」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(伊賀市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

- 3 伊賀市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年伊賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3条から第5条まで及び第7条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第6号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第7号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「いる者」を「いるもの」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」に、「6,500円」を「13,000円」に、「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」を「から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「10,000円」を「6,500円」に改める。

第9条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第9条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第17条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

別表第1行政職給料表の表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200

	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	

	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
	86	256, 000	297, 100	346, 000				
	87	256, 300	297, 400	346, 400				

	88	256, 600	297, 700	346, 800				
	89	256, 900	298, 000	347, 000				
	90	257, 200	298, 300	347, 400				
	91	257, 500	298, 600	347, 800				
	92	257, 800	299, 000	348, 200				
	93	258, 100	299, 200	348, 400				
	94		299, 400	348, 800				
	95		299, 700	349, 200				
	96		300, 100	349, 500				
	97		300, 300	349, 800				
	98		300, 600	350, 200				
	99		301, 000	350, 600				
	100		301, 400	351, 000				
	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					

	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				

別表第2 教育職給料表の表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項3級の欄中

「

326,700
328,800
330,900
333,000
335,000
337,100
339,200
341,300
343,300
345,400
347,500
349,500
351,500
353,000
354,500
356,000
357,400
358,800

「

351,500
353,000
354,500
356,000
357,400
358,800
360,200
361,600
363,000
364,300
365,600
366,900
368,100
369,400
370,600
371,800
373,000
374,200

360, 200	375, 400
361, 600	376, 500
363, 000	377, 600
364, 300	378, 800
365, 600	380, 000
366, 900	381, 100
368, 100	382, 200
369, 400	383, 400
370, 600	384, 600
371, 800	385, 700
373, 000	386, 800
374, 200	388, 000
375, 400	389, 200
376, 500	390, 300
377, 600	391, 400
378, 800	392, 600
380, 000	393, 800
381, 100	395, 000
382, 200	396, 200
383, 400	397, 500
384, 600	398, 700
385, 700	399, 900
386, 800	401, 100
388, 000	402, 400
389, 200	403, 400
390, 300	404, 500
391, 400	405, 700
392, 600	406, 900
393, 800	408, 100
395, 000	409, 300

396, 200		410, 400	
397, 500		411, 400	
398, 700	を	412, 700	に改める。
399, 900		413, 900	
401, 100		415, 100	
402, 400		416, 200	
403, 400		417, 300	
404, 500		418, 400	
405, 700		419, 400	
406, 900		420, 600	
408, 100		421, 800	
409, 300		423, 000	
410, 400		423, 600	
411, 400		424, 400	
412, 700		425, 100	
413, 900		425, 600	
415, 100		425, 900	
416, 200		426, 200	
417, 300		426, 600	
418, 400		427, 000	
419, 400		427, 300	
420, 600		427, 700	
421, 800		428, 000	
423, 000		428, 300	
423, 600		428, 600	
424, 400		429, 000	
425, 100		429, 300	
425, 600		429, 600	
425, 900		429, 900	
426, 200		430, 200	

426, 600	430, 500
427, 000	430, 700
427, 300	430, 900
427, 700	431, 200
428, 000	431, 500
428, 300	431, 700
428, 600	431, 900
429, 000	432, 200
429, 300	432, 500
429, 600	432, 700
429, 900	432, 900
430, 200	
430, 500	
430, 700	
430, 900	
431, 200	
431, 500	
431, 700	
431, 900	
432, 200	
432, 500	
432, 700	
432, 900	

別表第 3 医療職給料表の表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年前再	1	291, 400	400, 300	455, 100	549, 800	596, 100
任用短時	2	293, 700	403, 000	457, 100	555, 900	602, 100
間勤務職	3	296, 000	405, 600	459, 000	561, 200	607, 400

員以外の 職員	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		

	33	381, 900	453, 500	511, 700		
	34	383, 700	454, 900	513, 000		
	35	385, 300	456, 300	514, 300		
	36	386, 700	457, 700	515, 600		
	37	388, 100	459, 100	516, 600		
	38	389, 600	460, 800	517, 900		
	39	391, 100	462, 400	519, 200		
	40	392, 600	464, 000	520, 500		
	41	394, 100	465, 600	521, 500		
	42	394, 800	466, 800	522, 300		
	43	395, 400	468, 000	523, 100		
	44	396, 100	469, 100	523, 900		
	45	397, 000	470, 100	524, 800		
	46	397, 600	471, 100	525, 600		
	47	398, 200	472, 000	526, 400		
	48	398, 800	472, 800	527, 100		
	49	399, 400	473, 500	527, 900		
	50	399, 900	474, 200	528, 700		
	51	400, 400	474, 900	529, 400		
	52	400, 900	475, 500	530, 300		
	53	401, 400	476, 200	531, 200		
	54	401, 800	476, 900	532, 000		
	55	402, 200	477, 500	532, 900		
	56	402, 600	478, 100	533, 800		
	57	403, 000	478, 400	534, 600		
	58	403, 400	479, 000	535, 500		
	59	403, 800	479, 700	536, 400		
	60	404, 200	480, 400	537, 100		
	61	404, 600	480, 800	537, 900		

	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日において伊賀市職

員の給与に関する条例別表第1から別表第3までのいずれかの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24

41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	

70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				

99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1

12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28

41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57

70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86

99	87
100	88
101	89

ウ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	

24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	

53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		

82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第8号

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第2項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第2号中「同居して」を「別居して」に改め、同項第3号中「あと」を「後」に改め、同項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同項第5号中「公共職

業安定所」の次に「、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、同項第6号中「公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動」を「求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為」に、「雇用保険法第59条第2項」を「同条第2項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第15項中「第7項」を「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項」に、「これら」を「第7項又は第8項」に、「、「就業促進手当」を「「就業促進手当」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）

第12条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

伊賀市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第9号

伊賀市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員等の旅費に関する条例（平成29年伊賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同じ」を「旅行者」というに改める。

第2条第1号中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を、「の職員」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加え、同条第2号中「職員について」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合に」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 本邦 本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。

(8) 外国 本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。

第3条第1項中「出張し、又は赴任した」を「出張又は赴任（同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行を除く。）をした」に改め、同条第3項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第5項中「その出発前に」を削り、「旅行命令等を」を「旅行命令等の」に、「され」を「を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長がこれに準ずると認める事情により、概算払」を「規則で定める事情により概算払」に改める。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変

更するには」を「その変更をするには」に改め、「又は記録」を削り、同項ただし書中「旅行に関する事項の」を削り、「又は記録をし、これを提示する」を「をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に、「当該旅行に関する」を「同項に定める」に、「又は記録をし、これを当該旅行者に提示し」を「をし」に改め、同条第6項中「これを変更し」を「その変更をし」に、「省略」を「省略することが」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出しを「(旅費の種目)」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特殊旅費の種目は、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転旅費とする。

第6条第3項から第8項までを削る。

第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第19条までに規定するそれらの内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「よって旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「、その精算」を「その精算」に、「その書類」を「、その書類」に、「、その旅費」を「その旅費」に改め、「の金額」を削り、同条を第8条とする。

第10条第1項中「の額」を「は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額」に、「旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による」を「費用の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第10条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第10条に次の2項を加える。

3 第1項第2号に掲げる急行料金及び同項第4号に掲げる座席指定料金は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、これらを徴する客車の乗車区間が片道40キロメートル以上である場合のものに限る。

4 第1項第3号に掲げる寝台料金及び同項第5号に掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする場合のものに限る。
第10条を第9条とする。

第11条第1項中「の額」を「は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額」に、「旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による」を「費用の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第11条第2項中「又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号」を削り、「は、同一階級内の最上級の運賃による」を「の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする場合のものに限る。

第11条を第10条とする。

第12条中「の額」を「は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額」に、「現に支払った旅客運賃による」を「次に掲げる費用の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第12条に次の2項を加える。

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする場合のものに限る。

第12条を第11条とする。

第13条第1項中「の額」を「は、陸路（鉄道を除く。）での移動に要する費用とし、その額」に、「現に支払った交通機関に係る旅客運賃による」を「次に掲げる費用の額の合計額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第13条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「行う」を削り、「よる旅行」を「より移動」に、「規則に」を「規則で」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号に掲げる運賃は、公務のため特に必要とする場合のものに限り、同項第3号に掲げる費用は、同項第1号又は第2号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする場合のものに限る。

第13条を第12条とする。

第14条第1項中「の額」を「は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊（自宅等（当該旅行者の住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。以下同じ。）における宿泊を除き、宿泊施設等に宿泊しないで一夜を過ごす場合を含む。）を要した旅行で、当該旅行中に昼食に係る費用を要する場合に限り支給する費用とし、その額」に、

「別表第1の定額による」を「昼食に係る費用を要する日1日につき別表第1に定める額とする」に改め、同条第2項を削り、同条を第13条とする。

第15条の見出しを「(宿泊費)」に改め、同条第1項中「宿泊料の額は」を「宿泊費は、旅行中に宿泊施設等を利用する宿泊に要する費用とし、その額は」に、「別表第1」を「1泊につき別表第1」に、「を限度とし、現に支払った宿泊料の額(夕食又は朝食に要する経費の額が含まれていない場合には、当該宿泊料の額に規則で定める額を加算した額)による」を「とする」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額並びに当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額とする。

第16条第1項中「の額」を「は、宿泊施設等(自宅等を含む。)に宿泊しないで一夜を過ごす場合で、第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃のほか別に食費(昼食に係る費用を除く。)を要する場合に支給する費用とし、その額」に、「別表第1の定額による」を「当該食費を要する夜1夜につき別表第1に定める額とする」に改め、同条第2項を削る。

第17条の見出しを「(転居費)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

第17条第1項第1号中「扶養親族」の次に「(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号及び第3号並びに第19条において同じ。)」を加え、「場合には、旧在勤地」を「場合 旧在勤公署又は旧居住地」に、「新在勤地」を「新在勤公署又は新居住地」に、「路程に応じた」を「最も短い路程に応じ」に改め、同項第2号中「場合には、前号」を「場合 前号」に改め、同項第3号中「場合には、前号」を「場合 前号」に、「各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額」を「最初の赴任に係る旧在勤公署又は旧居住地から扶養親族の移転直前の赴任に係る新在勤公署又は新居住地までの最も短い路程に応じ別表第2に定める額の2分の1に相当する額」に改める。

第18条中「の額」を「は、赴任後直ちに自ら居住するための住宅(仮間を含む。)に入居

できない場合その他の特別の事情がある場合における宿泊施設等への宿泊に要する費用とし、その額」に、「第15条」を「第14条」に、「を準用する」を「の例による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、着後滞在費の支給は、5夜分を限度とする。

第18条第2項を削る。

第19条の見出しを「(扶養親族移転旅費)」に改め、同条第1項中「扶養親族転居旅費の額」を「扶養親族移転旅費は、赴任に伴う扶養親族の移転に要する費用とし、その額」に、「に掲げる額による」を「の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項第1号中「旧在勤地から新在勤地」を「旧居住地から新居住地」に、「場合には、赴任」を「場合 赴任」に改め、同号ア中「移転の際における扶養親族の旅行について第10条に規定する」を「職員がその移転をするものとして算定した」に改め、「第11条に規定する」、「第12条に規定する」、「第13条に規定する」及び「第15条に規定する」を削り、「宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費」に改め、「前条に規定する」を削り、「の額」を「に相当する額の合計額」に改め、同号イ中「移転の際における扶養親族の旅行について第14条に規定する」を「職員がその移転をするものとして算定した」に、「第16条に規定する食卓料の額の」を「食卓料に相当する額のそれぞれ」に、「に相当する額」を「の額の合計額」に改め、同項第2号中「前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地」を「第17条第1項第3号に掲げる場合 旧居住地」に改め、同号ただし書中「各赴任について」を「最初の赴任に係る旧居住地から扶養親族の移転直前の赴任に係る新居住地まで移転したとして」に改め、「の合計額」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「扶養親族転居旅費」を「扶養親族移転旅費」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号イの規定により日当又は食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第20条中「に掲げる旅費と」を「の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める旅費と」に改め、同条第1号中「場合には、次に掲げる旅費」を「場合 次に掲げる旅費(イにあつては、退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合のものに限る。)」に改め、同号イ中「退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張」を「出張」に、「旧在勤地」を「旧在勤公

署」に改め、同条第2号中「場合には、赴任」を「場合 赴任」に、「新在勤地」を「新在勤公署」に、「旧在勤地」を「旧在勤公署」に改める。

第21条第1項中「に掲げる」を「の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する」を「場合 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した」に改め、同項第2号中「場合には、赴任」を「場合 前号に掲げる旅費のほか、赴任」に、「準じて計算した死亡地から新在勤地までの」を「準じ、職員が死亡地から新在勤公署に旅行するものとして計算した」に改め、同条第2項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条第3項中「帰往地」の次に「(外国に帰往する場合には、本邦における外国への出発地)」を加え、「車賃」を「航空賃及び車賃並びに日当」に改める。

第26条を第28条とし、第25条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

第24条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、「この条例」の次に「若しくは旅費に関する他の条例」を加え、同条第2項中「この条例」の次に「又は旅費に関する他の条例」を加え、「市長が」を「市長と協議して」に改め、同条を第25条とする。

第23条を第24条とする。

第22条第1項中「(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)」及び「(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)」を削り、「種類」を「種目」に、「第6条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第6条第2項に規定する」を「第6条第1項に規定する」に改め、「同条第3項に規定する」、「同条第4項に規定する」、「同条第5項に規定する」及び「同条第6項に規定する」を削り、「同条第7項に規定する宿泊料、同条第8項に規定する」を「宿泊費、包括宿泊費及び」に、「及び同条第13項」を「並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第15条」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に、「その」を「これらの」に、「第10条」を「第9条」に改め、同条を第23条とする。

第21条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第12条第3項に規定する車賃を除く。）（扶養親族移転旅費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第7条及び第9条から第12条までの規定により各費用について計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び着後滞在費（扶養親族移転旅費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条並びに第14条、第15条、第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

3 前項の場合において、現に支払った宿泊費（包括宿泊費及び扶養親族移転旅費のうち宿泊費に相当する部分を含む。以下この項において同じ。）又は着後滞在費に夕食又は朝食に係る費用が含まれていないときは、別表第3に定める額を加算した額を現に支払った宿泊費又は着後滞在費の額とすることができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条、第14条、第16条関係）

日当の額（1日につき）		800円
宿泊費の額（1泊につき）	宿泊地が東京都特別区内にある場合	14,800円
	上記以外の場合	10,900円
食卓料の額（1夜につき）		1,600円

別表第2備考以外の部分中「移転料の上限額」を「転居費の額」に、「鉄道」を「路程」に改め、同表備考を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第22条関係）

夕食に係る費用及び朝食に係る費用のいずれもが含まれていないとき	1,600円
夕食に係る費用又は朝食に係る費用のいずれか一方が含まれていないとき	800円

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表第2に規定する旅費相当額」を「第6条の規定の例により算定した額」に、
「」に規定する旅費相当額」を「」の規定の例により算定した額」に改める。

(伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「伊賀市職員等の旅費に関する条例（平成29年伊賀市条例第2号。以下「旅費条例」という。）第9条の規定による鉄道賃の額、同条例第10条の規定による船賃の額及び同条例第14条の規定による宿泊費」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

鉄道賃の額		旅費条例第9条の規定による鉄道賃（運賃は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃とする。）の額と特別車両料金（運賃に加えて特別車両料金を徴する鉄道の乗車区間が片道200キロメートル以上であって、特別の理由により乗車する必要がある場合のものに限る。）の額の合計額
船賃の額		旅費条例第10条の規定による船賃（運賃は、運賃の等級が区分された船舶で移動するときは、最上級の運賃とする。）の額と特別船室料金（運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴する船舶により移動する場合であって、特別の理由により乗船する必要があるときのものに限る。）の額の合計額
宿泊費の額（1泊につき）	宿泊地が東京都特別区内にある場合	18,700円
	上記以外の場合	14,800円

(伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年伊賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「伊賀市職員等

の旅費に関する条例（平成 29 年伊賀市条例第 2 号。以下「旅費条例」という。）第 9 条の規定による鉄道賃、同条例第 10 条の規定による船賃及び同条例第 14 条の規定による宿泊費」に、「別表のとおりとする」を「副市長に支給する旅費の例による」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（伊賀市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊賀市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後の伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第 4 条の規定による改正後の伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第10号

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成16年伊賀市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号及び第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号から第26号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1 大山田東グラウンドの項及び大山田東体育館の項を削る。

別表第2 大山田東グラウンドの項及び大山田東体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第11号

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市駐車場条例(平成16年伊賀市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「市営上野公園第1駐車場」を「市営上野公園駐車場」に改め、同表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から11の項までを2項ずつ繰り上げる。

第5条第1項第1号の表2の項中「市営上野公園第1駐車場」を「市営上野公園駐車場」に改め、同表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から11の項までを2項ずつ繰り上げる。

「市営上野公園第1駐車場

別表中 市営上野公園第2駐車場 を「市営上野公園駐車場」に改める。

市営上野公園第3駐車場」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第12号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年伊賀市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第13条」を「第14条」に、「定めるところにより手数料」を「掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（手数料の返還）

第13条 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1中「1,075円」を「1,225円」に、「215円」を「245円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げる改正規定、第15条の改正規定、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする改正規定及び第12条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第13号

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（手数料の返還）

第10条 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表し尿及び浄化槽汚泥の項中「315円」を「350円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第14号

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年伊賀市条例第129号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）」を

「第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）」

第5章 伊賀市災害弔慰金等支給審査会（第16条—第21条）に改める。

第6章 雑則（第22条）」

第16条を第22条とし、第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 伊賀市災害弔慰金等支給審査会

（設置）

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、伊賀市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第17条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事実と災害との因果関係に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項（組織等）

第18条 審査会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（任期等）

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第20条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。

第6章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

介護認定審査会委員	日額（審査会）	20,400 円
	日額（審査会以外）	6,000 円

を

」

「

介護認定審査会委員	日額（審査会）	20,400 円
-----------	---------	----------

に改める。

	日額（審査会以外）	6,000 円
災害弔慰金等支給審査 会委員	日額	23,600 円

」

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第15号

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.11」を「100分の8.65」に改める。

第5条中「29,300円」を「29,700円」に改める。

第6条第1号中「22,000円」を「24,200円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「12,100円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「18,150円」に改める。

第7条中「100分の2.33」を「100分の3」に改める。

第8条中「9,500円」を「9,600円」に改める。

第8条の2第1号中「6,700円」を「7,900円」に改め、同条第2号中「3,350円」を「3,950円」に改め、同条第3号中「5,025円」を「5,925円」に改める。

第9条中「100分の2.22」を「100分の2.5」に改める。

第11条中「11,600円」を「13,200円」に改める。

第12条中「5,900円」を「6,500円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「20,510円」を「20,790円」に改め、同号イ(7)中「15,400円」を「16,940円」に改め、同号イ(4)中「7,700円」を「8,470円」に改め、同号イ(7)中「11,550円」を「12,705円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「6,720円」に改め、同号エ(7)中「4,690円」を「5,530円」に改め、同号エ(4)中「2,345円」を「2,765円」に改め、同号エ(7)中「3,518円」を「4,148円」に改め、同号オ中「8,120円」を「9,240円」に改め、同号カ中「4,130円」を「4,550円」に改め、同項第2号ア中「14,650円」を「14,850円」に改め、同号イ(7)中「11,000円」を「12,100円」に改め、同号イ(4)中「5,500円」を「6,050円」に改め、同号イ(7)中「8,250円」を「9,075円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「4,800円」に改め、同号エ(7)中「3,350円」を「3,950円」に改め、同号エ(4)中「1,675円」を「1,975円」に改め、同号エ(7)中「2,513円」を「2,963円」に改め、同号オ中

「5,800円」を「6,600円」に改め、同号カ中「2,950円」を「3,250円」に改め、同項第3号ア中「5,860円」を「5,940円」に改め、同号イ(7)中「4,400円」を「4,840円」に改め、同号イ(4)中「2,200円」を「2,420円」に改め、同号イ(ウ)中「3,300円」を「3,630円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「1,920円」に改め、同号エ(7)中「1,340円」を「1,580円」に改め、同号エ(4)中「670円」を「790円」に改め、同号エ(ウ)中「1,005円」を「1,185円」に改め、同号オ中「2,320円」を「2,640円」に改め、同号カ中「1,180円」を「1,300円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,395円」を「4,455円」に改め、同号イ中「7,325円」を「7,425円」に改め、同号ウ中「11,720円」を「11,880円」に改め、同号エ中「14,650円」を「14,850円」に改め、同項第2号ア中「1,425円」を「1,440円」に改め、同号イ中「2,375円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「3,840円」に改め、同号エ中「4,750円」を「4,800円」に改める。

第29条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項中「よって」を「よる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第16号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例（平成16年伊賀市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満児（障がい者又は一人親家庭等の児童である者を除く。）」に改め、同条第10項中「親権を行う者」を「18歳未満児の父又は母」に、「子ども」を「当該18歳未満児」に改め、「監護し」の次に「、又は扶養し」を加え、「者を」を「ものを」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、保険医療機関等がオンライン資格確認端末を用いて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより受給資格者の資格情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第6条にただし書を加える改正規定は公布の日から、次項の規定は令和7年6月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の伊賀市福祉医療費の助成に関する条例第2条第5項に規定する子どもに該当することとなる者の第3条第1項の規定による申請並びに当該者に対する同項の規定による認定及び交付は、この条例の施行の日前においても、同項の規定により行うことができる。

伊賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第17号

伊賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年伊賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、「員数」の次に「（伊賀市高齢者施策運営委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、伊賀市高齢者施策運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第5条中「1の」を「一の」に改め、「おける」の次に「次の各号に掲げる」を加え、「次の各号」を「当該各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第18号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「報酬」を「報酬等の特例」に改め、同条中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「(次項において「外国語指導助手」という。)」を加え、「280,000円」を「335,000円」に、「330,000円」を「360,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、外国語指導助手の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償については、その職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第 19 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築物エネルギー消費性能向上法」を「建築物省エネ法」に改める。

第 2 条第 1 項中「に基づく確認申請」を「第 6 条第 1 項の規定による確認の申請」に、「計画通知手数料」を「法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査（以下「確認申請等」という。）の手数料」に改め、同項の表中

「		「		
	8, 000 円		12, 000 円	
	19, 000 円		27, 000 円	
	41, 000 円		63, 000 円	
	63, 000 円		97, 000 円	
	107, 000 円	を	110, 000 円	に改め、同条第 2 項第 1 号中「次
	155, 000 円		160, 000 円	
	231, 000 円		239, 000 円	
	341, 000 円		352, 000 円	
	610, 000 円		630, 000 円	
」				」

号に掲げる場合及び移転する」を「移転（同一敷地内における移転に限る。以下同じ。）をする」に改め、同項第 2 号中「確認又は通知」を「確認申請等」に改め、同項第 3 号中「同一敷地内において」を削り、「を移転する」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、「当該移転」の次に「、大規模の修繕又は大規模の模様替」を加え、同項

第4号中「確認又は通知」を「確認申請等」に改め、「同一敷地内において」を削り、「を移転する」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、同条第3項中「確認又は通知」を「確認申請等」に、「8,000円」を「1件につき、第1項の表に定める床面積30平方メートル以内のものの手数料の額」に改め、同条第4項中「算定した」を「前項第2号又は第4号に掲げる変更により算定した」に、「にあつて」を「(床面積の増加により超える場合を除く。)の手数料の額」に、「する」を「して算定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、床面積が増加する場合の手数料の額は、変更前の床面積の合計に増加する床面積を加算した床面積を上限として算定する。

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、確認申請等に係る建築物の建築が建築物省エネ法第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するかどうかを併せて審査する場合の手数料の額は、1件につき、第1項に規定する手数料の額に次の表に掲げる手数料の額を加算した額とする。

区分	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内のもの	15,000円
	200平方メートルを超えるもの	16,000円
共同住宅等	300平方メートル以内のもの	27,000円
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	66,000円
	5,000平方メートルを超えるもの	85,000円

備考 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

第2条の次に次の1条を加える。

(建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料)

第2条の2 法第 87 条の4において準用する建築設備に関する確認申請等（次項に規定する場合を除く。）の手数料の額は、建築設備1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 23,000 円
 - (2) 小荷物専用昇降機 8,000 円
- 2 確認申請等を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合の確認申請等の手数料の額は、建築設備1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 10,000 円
 - (2) 小荷物専用昇降機 5,000 円

第3条中「法に基づく」を削り、「確認申請又は計画通知手数料」を「確認申請等の手数料」に、「1件」を「工作物1件」に改め、「場合の」を削り、同条第2号中「確認又は通知」を「確認申請等」に改める。

第4条第1項中「法に基づく確認申請又は計画通知の」を削り、「特殊工程」を「特定工程」に、「完了検査申請」を「法第7条第1項の規定による申請」に、「完了通知手数料」を「法第18条第20項の規定による通知に対する審査（以下「完了検査申請等」という。）

の 手 数 料」に改め、同項の表中	「	17,000 円	を	「	29,000 円
		22,000 円			35,000 円
		36,000 円			58,000 円
		51,000 円			82,000 円
		67,000 円			88,000 円
		95,000 円			97,000 円
		171,000 円			177,000 円
		244,000 円			252,000 円
		449,000 円			464,000 円
		」			」

に改め、同条第2項中「法に基づく確認申請又は計画通知の」を削り、「完了検査申請又は完了通知手数料」を「完了検査申請等の手数料」に改め、同項の表中

「		「		
	17,000 円		28,000 円	
	21,000 円		34,000 円	
	34,000 円		56,000 円	
	49,000 円		79,000 円	
	64,000 円	を	84,000 円	に改め、同条第 3 項中「同一敷
	89,000 円		91,000 円	
	164,000 円		169,000 円	
	237,000 円		245,000 円	
	443,000 円		458,000 円	
」		」		

地内において」を削り、「を移転した」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした」に改め、「当該移転」の次に「、大規模の修繕又は大規模の模様替」を加える。

第 5 条中「法に基づく確認申請又は計画通知の」を削り、「中間検査申請」を「法第 7 条の 3 第 1 項の規定による申請」に、「特定工程工事終了通知手数料」を「法第 18 条第 28 項の規定による通知に対する審査の手数料」に改め、同条の表中

「		「		
	17,000 円		26,000 円	
	21,000 円		32,000 円	
	33,000 円		50,000 円	
	47,000 円		71,000 円	
	62,000 円	を	77,000 円	に改める。
	84,000 円		86,000 円	
	143,000 円		148,000 円	
	204,000 円		211,000 円	
	391,000 円		404,000 円	
」		」		

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料)

第5条の2 法第 87 条の4において準用する建築設備に関する完了検査申請等の手数料の額は、建築設備 1 件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 41,000 円
- (2) 小荷物専用昇降機 24,000 円

第6条中「法に基づく」を削り、「完了検査申請又は完了通知手数料」を「完了検査申請等の手数料」に、「1 件」を「工作物 1 件」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料)

第6条の2 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1 件につき、120,000 円とする。

第8条第3項中「規定に」を「規定」に改める。

第16条第2号中「非住宅建築物」の次に「(住戸以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。)」を加え、同号の表備考を削り、同条第3号中「複合建築物」の次に「(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)」を加え、同号の表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第17条中「建築物エネルギー消費性能向上法第12条第1項又は第13条第2項」を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項」に、「基づく」を「よる」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 住宅の場合

区分	1 件あたりの手数料の額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 29 条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築	その他の場合

			物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			5,000 円	36,000 円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	5,000 円	36,000 円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,000 円	74,000 円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,000 円	104,000 円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,000 円	147,000 円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,000 円	211,000 円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,000 円	303,000 円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,000 円	411,000 円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,000 円	539,000 円
		総戸数が300戸を超えるもの	185,000 円	633,000 円
	共用	床面積が300 m ² 以内のもの	10,000 円	117,000 円
		床面積が300 m ² を超え1,000 m ² 以下のもの	18,000 円	155,000 円

	部 分	床面積が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下のもの	28,000 円	194,000 円
		床面積が 2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下のもの	86,000 円	303,000 円
		床面積が 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの	137,000 円	389,000 円
		床面積が 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以下のもの	173,000 円	465,000 円
		床面積が 25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	541,000 円

備考

- 1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額
 - イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1 件当たりの手数料の額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長物エネルギー消費評価方法に	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	左記以外の評価方法に

	る場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	より評価されたものである場合
300㎡以内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
300㎡を超え 1,000㎡以内のもの	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	86,000円	107,000円	266,000円	592,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	137,000円	161,000円	348,000円	730,000円
10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの	173,000円	200,000円	418,000円	862,000円
25,000㎡を超えるもの	217,000円	249,000円	490,000円	984,000円

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の額

(3) 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第18条中「建築物エネルギー消費性能向上法第12条第2項又は第13条第3項」を「建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項」に、「基づく」を「よる」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 住宅の場合

区分	1 件あたりの手数料の額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネ	その他の場合

			ルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			3, 000 円	18, 000 円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が 1 戸のもの	3, 000 円	18, 000 円
		総戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	6, 000 円	38, 000 円
		総戸数が 5 戸を超え 10 戸以下のもの	10, 000 円	54, 000 円
		総戸数が 10 戸を超え 25 戸以下のもの	17, 000 円	76, 000 円
		総戸数が 25 戸を超え 50 戸以下のもの	29, 000 円	110, 000 円
		総戸数が 50 戸を超え 100 戸以下のもの	52, 000 円	160, 000 円
		総戸数が 100 戸を超え 200 戸以下のもの	82, 000 円	219, 000 円
		総戸数が 200 戸を超え 300 戸以下のもの	104, 000 円	287, 000 円
		総戸数が 300 戸を超えるもの	111, 000 円	335, 000 円
	共用部分	床面積が 300 m ² 以内のもの	6, 000 円	59, 000 円
		床面積が 300 m ² を超え 1, 000 m ² 以下のもの	11, 000 円	79, 000 円
		床面積が 1, 000 m ² を超え 2, 000 m ² 以下のもの	17, 000 円	100, 000 円
		床面積が 2, 000 m ² を超え 5, 000 m ² 以下のもの	52, 000 円	160, 000 円

	床面積が 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの	82,000 円	208,000 円
	床面積が 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以下のもの	104,000 円	249,000 円
	床面積が 25,000 m ² を超え るもの	130,000 円	292,000 円

備考 前条第 1 号の表の備考に準じる。

(2) 非住宅建築物の場合

	1 件当たりの手数料の額			
	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合	
			建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
			建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合
				左記以外の評価方法により評価されたものである場合

300㎡以内のもの	6, 000円	11, 000 円	50, 000 円	129, 000円
300㎡を超え 1, 000 ㎡以内のも の	11, 000 円	16, 000円	64, 000円	162, 000円
1, 000㎡を超え 2, 000 ㎡以内のも の	17, 000円	24, 000 円	85, 000円	210, 000円
2, 000㎡を超え 5, 000 ㎡以内のも の	52, 000円	62, 000円	142, 000円	305, 000円
5, 000㎡を超え 10, 000 ㎡以内のも の	82, 000円	95, 000円	188, 000円	379, 000円
10, 000㎡を超え 25, 000 ㎡以内のも の	104, 000円	118, 000円	227, 000円	449, 000円
25, 000 ㎡を超える もの	130, 000円	147, 000円	268, 000円	514, 000円

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の額

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第19条の見出し中「建築物エネルギー消費性能確保計画の」を「建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る」に改め、同条中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条（同規則第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の」を「建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項に規定する」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 住宅の場合

区分			1件あたりの手数料の額
一戸建ての住宅			9,000円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	9,000円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	19,000円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,000円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	38,000円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	55,000円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	80,000円

		れたものである場合	
300㎡以内のもの	5,000円	25,000円	64,000円
300㎡を超え 1,000㎡以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	47,000円	94,000円	189,000円
10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円
25,000㎡を超えるもの	73,000円	134,000円	257,000円

備考

- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める額とする。
- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額とする。
- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額を合算した額とする。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額を

超える場合は、当該第3欄又は第4欄の額とする。

(3) 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第20条中「建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項」を「建築物省エネ法第29条第1項」に、「基づく」を「よる」に、「一棟当たりの金額の合算」を「1棟ごとの手数料の額の合計額」に改め、同条ただし書中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第1号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同表備考第4項ア中「住戸部分及び」を削り、同条第2号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同表備考を削り、同条第3号の表を次のように改める。

1 棟当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第21条中「建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項」を「建築物省エネ法第31条第1項」に、「基づく」を「よる」に、「一棟当たりの金額の合算」を「1棟ごとの手数料の額の合計額」に改め、同条ただし書中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第1号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同条第2号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同表備考を削り、同条第3号の表を次のように改める。

1 棟当たりの手数料の額

住宅部分に応じた第 1 号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた
第 2 号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第 22 条を削り、第 23 条を第 22 条とする。

第 24 条中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第 23 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第20号

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年伊賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「又は高等専門学校」を「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に改め、「後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号及び第7号を削り、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」と

いう。)」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第8号を次のように改める。

- (8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「者については6年」を「者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については6年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者
第4条第5号及び第6号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第21号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。
別表農業委員会会長の項中「20,000円」を「30,000円」に改め、同表農業委員会会長職務代理者の項中「15,000円」を「25,000円」に改め、同表農業委員会委員の項及び農地利用最適化推進委員の項中「10,000円」を「20,000円」に改め、同表中

「

その他市の執行機関の附属機関の委員及びその他の委員等	年額80,000円又は日額6,000円を超えない範囲において市長が別に定める額
----------------------------	---

を

」

「

教育支援委員会委員	専門医師	日額 15,000 円
	専門医師以外の者	日額 6,000 円
その他市の執行機関の附属機関の委員及び その他の委員等		年額 80,000 円又は日 額6,000 円を超えない 範囲において市長が 別に定める額

」

に改める。

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第22号

伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例を廃止する条例

伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例（平成16年伊賀市条例第164号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第24号

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成16年伊賀市条例第165号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第25号

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第82号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第26号

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例を廃止する条例

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例（平成24年伊賀市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第 27 号

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「伊賀市職員等の旅費に関する条例（平成 29 年伊賀市条例第 2 号。以下「旅費条例」という。）第 9 条の規定による鉄道賃の額、同条例第 10 条の規定による船賃の額及び同条例第 14 条の規定による宿泊費」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

鉄道賃の額	旅費条例第 9 条の規定による鉄道賃（運賃は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃とする。）の額と特別車両料金（運賃に加えて特別車両料金を徴する鉄道の乗車区間が片道 200 キロメートル以上であって、特別の理由により乗車する必要がある場合のものに限る。）の額の合計額
船賃の額	旅費条例第 10 条の規定による船賃（運賃は、運賃の等級が区分された船舶で移動するときは、最上級の運賃とする。）の額と特別船室料金（運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴する船舶により移動する場合であって、特別の理由により乗船する必要があるときのものに限る。）の額の合計額

宿泊費の 額(1泊に つき)	宿泊地が東京都特 別区内にある場合	18,700 円
	上記以外の場合	14,800 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第28号

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中カを削り、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「企画振興部」を「地域力創造部」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 未来政策部の所管に属する事項

第2条第1項第3号ア中「産業振興部」を「産業農林部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第29号

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第30号

伊賀市市税条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第18条中「伊賀市公告式条例（平成16年伊賀市条例第3号）」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を伊賀市公告式条例（平成16年伊賀市条例第3号）」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるもの

を除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125 リットル以下かつ最高出力が4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7

条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする

る。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の伊賀市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12

号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の伊賀市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、伊賀市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第

94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 伊賀市市税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第31号

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「24万円」を「26万円」に改める。

第26条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。